

令和 6 年度第 2 回 南房総市国民健康保険運営協議会会議録（要旨）	
日 時	令和 6 年 1 1 月 1 5 日（金） 13：30～14：16
場 所	南房総市役所本館 2 階第 1 会議室
出席者	【委員】 網代委員、石井委員、岡田委員、神作委員、小林委員、鈴木委員 能重委員、福島委員、山本委員、吉田（孝）委員、吉田正委員 山本委員、渡邊委員 【事務局】 伊藤保険年金課長、星野保険年金課課長補佐、早川係長（賦課徴収係） 石井係長（資格給付係）
欠席者	野崎委員
開催形態	公開
内 容	1 開会 2 委員紹介 3 会長挨拶 4 議事 （1） 審議事項第 1 号 令和 6 年度南房総市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について （2） 報告事項第 1 号 南房総市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について 5 連絡事項（その他） 6 閉会
報告等	1 委員紹介 欠員及び人事異動による辞任に伴い、新たに 2 名を委員に委嘱した

ため、紹介を行った。

2 会長挨拶

3 議事

(1) 審議事項第1号 令和6年度南房総市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

(事務局)「審議事項第1号 令和6年度南房総市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」を説明。

－ 質疑・応答なし －

(2) 報告事項第1号 南房総市国民健康保険条例の一部を改正す条例の制定について

(事務局)「報告事項第1号 南房総市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を説明。

【質疑：石井委員】

書いてあることはわかるんですけども、要はマイナカードが12月2日から、もう使用義務になるということだと思いますけど、そうすると受給券は、必ず発行されるわけで、マイナンバーカードだけでは用が足りないとそういう解釈でよろしいでしょうか。

【応答：事務局】

受給券というのは、いろいろな助成に関する受給券ということですのでよろしいでしょうか。

【質疑：石井委員】

こちらに書いてある9件ですのでちょっとわかりませんが。

【応答：事務局】

今のところ、例えばこども医療費の助成券であったりとか、あとは重度心身の方の受給券に関しましては、マイナ保険証だけでは足りませんのでマイナ保険証に合わせましてそちらの方はしばらくの間はまた提示していただくような形になります。

【質疑：小林委員】

今の受給券の件なんですけども、マイナンバーカードの一体化の予定というのはございますか。

【応答：事務局】

はっきりした時期は申し上げられないんですけれども、いずれはマイナンバーカードの一体化をする方向で整備の方を進めている状況です。

【質疑：吉田正委員】

今のこの件に関しては、受給券の事に関してこのマイナンバーカードのパンフレットを見ても受給券というものは一般的に周知されてないと思うんですけど、どうなのでしょう。

【応答：事務局】

こちらの受給券につきましては担当課がまた変わるわけなんですけれども、子ども医療費であれば、子ども教育課になります。

【質疑：吉田正委員】

それはわかるんですが、一般的にこれを周知するには、そういうものは別扱いですよっていうものは、周知された方が、私はわかりやすいんじゃないかと思うんですけど。

【応答：事務局】

これに関しましては、それぞれ担当課の方から各受給されている方に通知の方は行っているかと思われませんが、今の吉田委員の意見を参考に今後広報誌等に掲載を検討していきたいと思います。

4 連絡事項（その他）

（事務局）マイナ保険証について説明

【質疑：能重委員】

薬局の方で、今現場でマイナンバーカードをどんどん使ってもらっていることをやってるんですけども、その中でこの資格確認書をこれまで通り使うことができるということなんですけど、これは有効期限3年間の間とか移行期間の間だけってということですか。

【応答：事務局】

資格確認書につきましては最長５年間期限を作ることができることとなっておりますが、これにつきましては各保険者間で決定することとなっております。

南房総市の国民健康保険に関しましては、７０歳以上の方の割合が変更になることも考えられるために、これまでの保険証と同じように基本的には１年間、８月１日から７月３１日までの期限を設けて当分の間発行する予定となっております。

【質疑：能重委員】

このマイナンバーカードっていう話の中で、要は保険証を再度発行する手数料っていうか、そういう経費を浮かす意味でもマイナンバーカードにするって聞いたことがあるんですが、マイナンバーカードが１年ごとっていうのはあまり意味がないのかなっていうのと、あともう二つ質問ですが、１２月以降新しく発行されなくなるっていうんですけど、有効期限のあるもので来年の７月までとすると、その間の紛失した場合っていうのはどうなんですか。

再発行っていうのは、保険証これはもうおしまいっていう、マイナンバーカードにしてくださいっていうことになるんですか。

【応答：事務局】

基本的にはマイナンバーカードを持っていましても、保険証に紐づけていない方もおります。そういった方たちには、資格確認書というものを交付いたします。

また、紛失した場合につきましてはこれまでの保険証と同じように再交付を無料で行います。

また、マイナ保険証を保有している方につきましては資格情報のお知らせといったものを交付する予定となっております。

【質疑：能重委員】

紐づけ自体は医療機関でカードリーダーを通せばその場で紐付けできますよね。できない、していない方っていうのはあまり関係なくないですか。

要は手続きしたときに保険証と紐付けしてないっていう方がいらっしゃるんですけど、そういう方もマイナンバーカードを医療機関のリーダーに通していただくと紐づけしますかっていう操作があるので、その

場で簡単に保険証として使えるわけですね。だから基本紐付け部分についてというのはそんなに関係ない話だと思います。

それと、患者さんの方でなぜ持ってくるのが嫌だということ、口座と紐付けてある人もいらしているんですね。そうすると重要な情報はないから安心して使ってくださいというようにことが書いてあったと思うんですが、その辺はどうなんですかね。

口座番号、口座と紐付けしている方についてというのは、やっぱりちょっと紛失するのに不安だからマイナンバーカードを持ち歩きたくない使いたくないという方がいらっしゃるんですが、その辺はいかがでしょうか。

【応答：事務局】

まず一点目の、マイナ保険証の紐付けに関しましては、当課の方にご相談があった場合には、医療機関であったり、薬局の方でも紐付けできるということはこちらの方でもご案内させていただいております。

また、南房総市につきましては施設入所されている高齢者の方が多く、入所している施設によっては、マイナンバーカードを管理するのは難しいといったことから、あえて紐付けをせず、資格確認書が欲しいという声も少ないんですが、そういった方たちもいらっしゃいます。

次の口座と紐付けているため、セーフティな面についてはどうなんですか、といったところは、ここの部分に関しましては保険年金課は管轄外なので国が案内している内容をそのまま皆様にお伝えするというような形となってしまいます。

【質疑：能重委員】

まずはやってみないとわからないということですか。

【応答：事務局】

基本的には国の方が言う分には、落としてしまった場合にも、その先にある情報については、暗証番号であったりそういったものがわからないと、わからないし、また専用の回線で繋がっているため、ただ拾ったからといっていろんな情報がそこから漏れることはないというふうには聞いております。

ただ、やはりマイナンバーカードについては顔写真がありまして、住所なども載っているためちょっとそれが不安で持ち歩きたくないといった方たちも確かに一定数いらっしゃるということは、承知しております。

【質疑：能重委員】

その辺をもう少し徹底しないとマイナンバーカードの利用率が上がってこない。実際問題、保険証を出せば、医療機関では簡単に受診できるので、それとマイナンバーカードを自分で操作して、ご案内としては銀行、ここでお金を下ろすくらい簡単な操作なんですよっていう形でやっていたらいいんですけども、それもすごく老人にとっては手間ですよ。もう少ししっかり徹底していただかないと利用率が全然上がってこないと思います。

【応答：事務局】

こちらにつきましても南房総市の方では随時マイナンバーカードを取りに来られる市民の方がいらっしゃいます。当然その際には保険証を紐付けるかどうかということを毎回確認してできるだけ登録率は上げる努力はしております。県内の方でも上位の方だった記憶がございます。また、利用率の上昇というのは、能重委員のおっしゃる通りだと思います。

そういったようなことも含め、今度の11月24日に安房4市町の担当者を持って体験イベントをするなどちょっといろいろな方法をそういったイベント実施も含め、また検討していきたいと思います。

【質疑：吉田（孝）委員】

初歩的な質問で恐縮ですが、これからのことの確認ということで、健康保険証というのは来年度からはないということですね。

それから、この文章のマイナンバー保険証を持っている方には②資格情報のお知らせが交付されるとありますが、これはどういう形でくるのか、それから一番下の②です、資格情報のお知らせ交付ですよ、そしてやはり医者にかかる時には被保険者はマイナ保険証だけでいいのか、資格情報のお知らせも提示するのか、2種類になるのか、どういう動きになるのか、見通しを教えてください。

【応答：事務局】

まず南房総市で既に発行されている国民健康保険被保険者証につきましては、来年の7月まで有効となっております。ただ、12月2日以降に新たに社会保険を抜けて国民健康保険に入ろうとする方や、転入されてきた方につきましては12月2日以降は保険証の方は発行されなくなり、マイナ保険証を保有している方については、資格情報のお知らせを交付し、マイナ保険証を保有していない方については、資格確認書

を交付するような形になります。

また、来年7月末で有効期限が切れますので、その前までには同じようにマイナ保険証を保有していない方については資格確認書を交付し、マイナ保険証を保有している方については資格情報のお知らせを8月1日を迎える前に皆様のところに郵送するような予定となっております。以上です。

【質疑：吉田（孝）委員】

そうしますと資格情報というのは文章になってるのか、あるいはカード形態になっているのか。

【応答：事務局】

資格情報のお知らせにつきましては、南房総市の方ではA4の書面で、また右端の方に切り取りすることで今の保険証と同じようなサイズのものに資格情報が掲載されたものを切り取れるような形を想定しております。

【質疑：吉田（孝）委員】

そうしますとマイナ保険証とそれ両方を出さなきゃいけないんですか。この表現ですとそういう風にとれますけど。

【応答：事務局】

システムトラブルであったり、そういった医療機関側の対応ができていない機関が一部ございます。そういったときの場合に備えて、そういったお知らせを持ち歩いていただくような形になるんですが、マイナ保険証のオンライン資格確認ができる医療機関薬局様につきましては、基本的にはマイナ保険証だけでことが足りるようになっております。ただ、先ほど申し上げておりました子ども医療の助成券であったり、重度心身の受給券につきましては、当面の間はですね、マイナ保険証と合わせて提示していただく必要がございます。

【質疑：吉田（孝）委員】

謳い文句は良いことを言っているんですが、これをかなり周知してもらわないと、多分これスムーズに進まないと僕は思います。

【質疑：能重委員】

この資格確認書っていうのは、要は作りとかは現行の保険証と同じですか。

【応答：事務局】

現行の保険証とほぼ同じようなものになっております。

【質疑：能重委員】

使いたい人が多分8割ぐらいいますよね。

【応答：事務局】

ただ、南房総市におきましては、少し古い情報になるんですけれども、国民健康保険、南房総市の国保の加入者のうち大体7割ぐらいの方が既にマイナ保険証を保有している状態になっております。なので、資格確認書を申請されればですね、交付することも可能なんですけれども、基本的には約3割の方を今見込んでおります。

【質疑：吉田正委員】

周知していただかないとちょっとまずいと思いますよ。特に老人は把握する能力に申し訳ないけど、かけるところがあると思うんで、その辺をしっかりといただいた方が良いでしょう。

【応答：事務局】

市としましても、特に来年の7月中に更新する際には、結構いろんな問い合わせが来るのかなと想定しておりまして、その前には十分な周知をということを考えております。また、今話している資格確認書、資格情報に関しましては、あくまでも国民健康保険被保険者の方に対してこのように進めていきますという形になりまして、75歳以上の方の後期高齢者の方は保険者が千葉県の高齢者連合ということになりまして、ちょっと今話した状況とはまた違うことが想定されます。ただ、委員のおつ

しゃる通り戸惑いの声が多くなるものと想定しますので、そこら辺は周知の方を徹底していきたいと市としても考えております。

【質疑：能重委員】

特に現場の方で結構患者さんの方から質問とか来るんですが、75歳以上の方は、この資格確認書っていうのとはまた別に、例えば別のところから何か発送されるものがあるんですか。

【応答：事務局】

この資格確認書と資格情報のお知らせに関しましては、各保険者が発行するということになっております。当然、社会保険、協会けんぽの方とか、また私達が所属している共済組合などにつきましては、それぞれ保険者が判断することとなっておりますので有効期限であったり発行する方法などは、保険者間で違うことが想定されます。

この場合は一緒でも全員一緒国民健康保険につきましても、自治体それぞれが保険者になっておりますので絶対一緒だとはちょっと言いがたいんですけれども、基本的な考えは同じなので、南房総市と同様とするところは多いものと想定されます。ただ、資格確認書の様式等につきましては、各自治体と契約している委託業者さんですね、そちらの方との関係性もありますので、例えば安房管内ですと、館山市、南房総市、鋸南町につきましては、同じ委託業者を使っておりますので、多分同じような動きになるものと想定しております。ただ、鴨川市さんにつきましては、委託している業者が違うので、ちょっとどうなるのかっていうのは把握しておりません。以上です。

【応答：事務局】

75歳以上の方の後期高齢者医療の保険証なんですけれども、後期高齢者医療の保険証につきましては、12月1日までに後期高齢者医療の保険証を持っている方につきましては、今持っている保険証を国民健康保険と同じく来年の7月31日までそのままご利用していただくという形になります。12月2日以降に75歳になられる方につきましては、マイナ保険証の持っている、持っていないに関わらず、皆さんに資格確認書という形で令和7年7月31日期限のものをお送りさせていただきます。ただ、保険者が千葉県後期広域連合ということになりますので、来年の8月1日からの分については、まだ決まっていないということになりまして、そのまま1年分の更新したものを送るか、それとも送らなくなってマイナ保険証を持ってらっしゃらない方だけに送るかというのは、今、後期広域連合の方で結果の方が出ておりませんので、そちらについてはわかり次第ご連絡させていただくという形でお願い

	したいと思います。今のところは皆さんに資格確認書は発行されるということが決まっております。以上です。 【質疑：吉田孝道委員】 一点だけ質問しますと、資格確認書や資格情報のお知らせというのは、これから毎年送られてくるものなのか、あるいは一度送られて来てずっと有効ものなのか。 【応答：事務局】 保険者によってそこら辺の対応が変わってくるんですけども、南房総市の国民健康保険につきましては、当面の間は、交付することになりますが、ただそれが毎年同じ時期に一斉送付するものになるかどうかということについては、来年につきましては一斉送付することになると思いますけれども、翌年以降は国からの通知に基づき対応していくことになると思います。再来年以降につきましては、どうなるのかっていうのはまだ国からの通知がないため、こちらも国の通知次第ということになっていきます。 【質疑：岡田委員】 意見をお伺いします。今、いろいろ皆さんから周知なかなか後期高齢者の方もいるし、国保の方もいろいろある。１２月２日以降はもうこういう制度が変わるわけで、今後周知の方を速やかに、１２月にこれからやれば、テレビだとかそういうのもどんどんどんどん出てくると思うんですよ。病院がまごまごしないように、例えば不安の方もいると思うんで周知の方法を本当に早めにわかりやすく、お願いできればというふうに要望です。よろしくお願いします。
--	---